

令和8年度
地域包括支援センター運営法人
及び
認知症強化型地域包括
支援センター運営法人
募集要項

令和8年7月

大阪市福祉局高齢者施策部

地域包括ケア推進課地域包括ケアグループ

○募集にあたって

認知症強化型地域包括支援センターとは、各区に1か所、地域包括支援センターを受託する法人が同時に認知症初期集中支援推進事業及びオレンジサポーター地域活動促進事業（以下「認知症総合支援事業」という。）を受託する地域包括支援センターです。認知症強化型地域包括支援センターに選定されるためには、まず地域包括支援センターに選定される必要があります。

したがって、応募にあたっては、認知症強化型地域包括支援センター運営法人の募集に応募するしなにかかわらず、地域包括支援センター運営法人募集にかかる応募書類は必ず提出してください。

認知症強化型地域包括支援センター運営法人募集にかかる応募書類は任意で提出してください。

目次

第 1 章	事業の概要	3
第 2 章	契約に関する事項	6
第 3 章	委託料等	14
第 4 章	応募資格	17
第 5 章	応募の流れ（スケジュール）	18
第 6 章	選定方法・基準	20
第 7 章	選定結果の通知等	25
第 8 章	その他.....	26

地域包括支援センター

1 事業の目的

高齢者が、地域で尊厳ある生活を継続できるよう、必要に応じて介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケア体制を構築する必要がある。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関である。

2 事業内容

（1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第1号～第3号及び法第115条の48に規定する包括的支援事業

- ・総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ・権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- ・地域ケア会議の開催（法第115条の48第1項）
- ・個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげる。（法第115条の48第2項）

（2）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正「地域包括支援センターの設置運営について」）

（3）家族介護支援事業

担当する圏域内の高齢者の実態や、家族会やボランティア等、地域の社会資源などの状況に応じて、家族介護者及び地域住民に対して、介護方法・介護技術、認知症等に関する正しい知識を習得するための講演会、交流会または研修会等の実施。

（4）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

（5）指定介護予防支援事業（法第58条第1項）

（6）その他

- ・介護予防の普及啓発
- ・見守り相談室との連携・協力
- ・認知症総合支援事業との連携・協力
- ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）との連携・協力
- ・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援コーディネーター）との連携・協力

※法令の改正等により業務内容が変更・中止される場合がある。

※事業内容の詳細は、「包括的支援事業実施要領」を参照のこと。

3 事業の対象者

原則として担当圏域内に居住する高齢者及びその家族等を対象とした活動を行う。

4 参考法令・要綱・手引き等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第22号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域ケア会議運営マニュアル（財団法人長寿社会開発センター）
<https://nenrin.or.jp/regional/manual.html>（上記2項目共通）
- ・包括的支援事業実施要領（大阪市福祉局）
- ・地域包括支援センター運営方針（大阪市福祉局）
- ・大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業実施マニュアル（大阪市福祉局）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000399914.html>
- ・大阪市自立支援型ケアマネジメント検討会議実施マニュアル（大阪市福祉局）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000494706.html>
- ・介護予防活動普及展開事業（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html

認知症強化型地域包括支援センター

1 事業の目的

認知症初期集中支援チームを設置し、各区において構築してきた認知症の人を支援するネットワークを活用しながら、広報・普及啓発及び初期集中支援業務等を実施し、認知症が疑われるの人又は認知症の人を適切な支援機関に結び付けるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の人への支援をはじめ、認知症の状態に応じた適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源構築並びに地域の認知症対応力向上に取り組む。さらに、認知症地域支援コーディネーターを配置し、ちーむオレンジサポーターの支援等、「共生」のまちづくりの推進に取り組む。これをもって、認知症の人への支援における区の中核機関として、センターをはじめとした関係機関と連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる地域体制を構築することを目的とする。

2 事業内容

(1) 認知症施策推進業務

- ・区認知症施策推進会議への参画
- ・地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）（以下「ブランチ」という。）、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援コーディネーター等への後方支援
- ・区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や、具体的取組の支援

(2) 認知症初期集中支援推進業務

①認知症初期集中支援チーム

- ・認知症初期集中支援チームの配置及び初期集中支援の実施
- ・認知症初期集中支援推進事業に関する普及啓発
- ・本事業を推進するための会議の開催

②認知症地域支援推進員

- ・認知症地域支援推進員を配置
- ・若年性認知症や支援困難症例への対応
- ・地域の認知症対応力向上にかかる業務

(3) オレンジサポーター地域活動促進業務

- ・認知症地域支援コーディネーターの配置
- ・ちーむオレンジサポーターへの後方支援
- ・企業等へのオレンジパートナー登録勧奨
- ・本事業等の広報・周知

3 参考法令・要綱・手引き等

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局:令和7年7月17日一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>
- ・大阪市認知症初期集中支援チームの事業実施の手引き(大阪市福祉局)
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000287657.html>
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法等
<https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf>
- ・オレンジサポーター地域活動促進事業実施マニュアル(大阪市福祉局)
- ・認知症強化型地域包括支援センター運営事業 認知症初期集中支援推進事業
（認知症地域支援推進員部分） 実施要領

第2章 契約に関する事項

地域包括支援センター

1 委託期間

令和9年4月1日～令和15年3月31日（6年間）

2 募集圏域

大阪市における次の圏域

	区	圏域名	圏域に含まれる範囲※		ランチ 設置数 (予定)
			住所	(参考) 学校区等	
1	北区	北区	池田町、浮田、梅田、扇町、大深町、角田町、神山町、菅栄町、黒崎町、紅梅町、小松原町、芝田、末広町、菅原町、曾根崎、曾根崎新地、太融寺町、茶屋町、鶴野町、天神西町、天神橋の一部、天満、天満橋、兎我野町、同心、堂島、堂島浜、堂山町、中崎、中崎西、中之島、浪花町、西天満、錦町、野崎町、樋之口町、東天満、松ヶ枝町、万歳町、南扇町、南森町、山崎町、与力町	菅北、西天満、扇町、滝川、堀川	1
2		大淀	大淀北、大淀中、大淀南、国分寺、天神橋の一部、豊崎、中津、長柄中、長柄西、長柄東、本庄西、本庄東	豊崎、豊崎本庄、大淀、中津、豊崎東、豊仁	1
3	都島区	都島区	片町、網島町、東野田町、中野町、都島南通、都島中通、都島本通、都島北通の一部、善源寺町の一部、内代町の一部、友浜町の一部	桜宮、東都島、中野、都島	1
4		都島区北部	都島北通の一部、善源寺町の一部、高倉町、御幸町、内代町の一部、友浜町の一部、大東町、毛馬町	淀川、大東、高倉、内代、友浜	2
5	福島区	福島区	全地域	—	2
6	旭区	旭区	大宮、高殿	大宮、高殿、高殿南	1
7		旭区西部	中宮、生江、赤川	大宮西、生江、城北	0
8		旭区東部	太子橋、今市、千林、森小路、清水、新森	清水、新森小路、古市、太子橋	1
9	住之江区	住之江区	浜口西の一部、御崎の一部、東加賀屋の一部、中加賀屋の一部、西加賀屋の一部、南加賀屋の一部、緑木の一部、柴谷の一部、泉、新北島、平林北、平林南、南港東の一部、南港南	住吉川、住之江、清江、新北島、平林	1
10		さきしま	南港北、南港東の一部、南港中	南港渚、南港緑、南港光、南港桜	0
11		安立・敷津浦	安立、浜口東の一部、住之江、西住之江、御崎の一部、南加賀屋の一部、北島	安立、敷津浦	0
12		加賀屋・粉浜	粉浜、粉浜西、浜口東の一部、浜口西の一部、北加賀屋、東加賀屋の一部、中加賀屋の一部、西加賀屋の一部、緑木の一部、柴谷の一部	粉浜、北粉浜、加賀屋、加賀屋東	1
13	平野区	平野区	平野馬場、平野北の一部、西脇、平野元町、平野上町、平野宮町、平野市町の一部、背戸口、平野本町、平野東の一部、平野西、流町、平野南、加美正覚寺の一部、加美西の一部	平野西、平野南、新平野西、平野	1
14		加美	平野北の一部、平野市町の一部、平野東の一部、加美北、加美正覚寺の一部、加美東、加美西の一部、加美鞍作、加美南	加美、加美北、加美東、加美南部	0
15		長吉	長吉出戸、長吉六反、長吉長原西、長吉長原、長吉長原東、長吉川辺	長吉、長吉東、長吉南、長原、長吉六反、長吉出戸、川辺	2
16		瓜破	瓜破西、瓜破、瓜破東、瓜破南	瓜破、瓜破東、瓜破西、瓜破北	1
17		喜連	喜連西、喜連、喜連東	喜連西、喜連、喜連北、喜連東	2

※今後の65歳以上被保険者数の動向に伴い、圏域の再編により、変更が生じる場合があります。

※ランチ設置がある圏域においては、圏域内に総合相談窓口（ランチ）を設置し、総合相談支援事業及び権利擁護事業を実施する。（再委託可）

3 従事者

「大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」により定められている基準に基づき、担当する圏域内の65歳以上被保険者数に応じて必要な職員数を定めている。

また、当該圏域内にあるブランチと連携して業務を遂行することから、ブランチ数を勘案して、全体として必要な職員数を確保することとしている。

【担当圏域ごとの必要職員数】

区・圏域名		圏域内 65歳以上 被保険者数 (R8)	3職種職員 ※1	地域ケア 推進担当 ※2	ブランチ職員
北区	北区	12,145	5.5	1.0	1.0
	大淀	12,973	6.0	1.0	1.0
都島区	都島区	10,784	6.0	1.0	1.0
	北部	15,110	6.5	1.0	2.0
福島区	福島区	15,009	6.5	1.0	2.0
旭区	旭区	8,721	5.5	1.0	1.0
	西部	5,490	4.5	1.0	0
	東部	11,524	6.0	1.0	1.0
住之江区	住之江区	11,277	5.5	1.0	1.0
	さきしま	8,602	5.0	1.0	0
	安立・ 敷津浦	6,581	4.5	1.0	0
	加賀屋・ 粉浜	9,844	5.0	1.0	1.0
平野区	平野区	11,169	5.5	1.0	1.0
	加美	11,000	6.0	1.0	0
	長吉	12,149	6.0	1.0	2.0
	瓜破	8,919	4.5	1.0	1.0
	喜連	9,175	5.0	1.0	2.0

(上記は令和8年度予算を踏まえた職員数であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある)

※1

- ・3職種職員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置すること。
(各職種1人は必須とし、それを超える部分は、できるかぎり職種をバランスよく配置すること)
- ・事業を行うために、「大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、必要職員以上を専任配置すること。ただし、包括的支援事業と一体的に行われる必要があるものとして本市から委託を受けた事業(本市が必要と認めるものに限る。)に従事することを妨げない。また、必要職員基準に0.5人分がある場合(3.5人や4.5人など)は、当該職員について、介護保険法115条の45第2項第4号～第6号にかかる業務との兼務を認める。
- ・保健師に準ずる者として、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師(准看護師は含まない)の配置を認める。

・社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するものの配置を認める。

・主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているものの配置を認める。

または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上であるものの配置を認める。

・各センターには、3職種職員のうちから1名を管理者として配置すること。

※2

・「地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進」の担当者は、下記のいずれかの資格要件に該当する者を1.0人以上、配置すること。（資格要件は3職種職員の資格要件に該当する者が望ましい。）

- （1）3職種職員の資格要件を満たすもの
- （2）認知症初期集中支援チーム員の資格要件を満たすもの
- （3）認知症地域支援推進員の資格要件を満たすもの

4 設置場所等

- ・地域住民の利便性に配慮した担当圏域内のわかりやすい場所に設置するとともに、バリアフリーに十分配慮した設備とする。
- ・センター内に事務室及び相談者のプライバシーが確保できる相談室を設ける。
- ・電話、FAX及び包括支援システム導入のためのパソコンを設置する。
- ・設置に要する経費は、受託法人の負担とする。

5 開設時間等

- ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後7時
- ・土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
- ・上記開設時間を延長することは差し支えない。
- ・時間外や休日についても、緊急時に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

6 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

- ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、本市及び大阪市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要と認める場合

この場合、受託事業者の損害に対しては、市は賠償しない。また、契約解除に伴う本市の損害について、受託事業者に損害賠償を請求することがある。なお、契約の解除にあたっては、契約事業者に対して、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行うこと。

7 受託事業者として果たすべき責務・運営にあたっての留意事項

(1) 障がい者法定雇用率達成への取組

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、法定雇用率を達成する等、必要な措置を講じること。

(2) 人権研修の受講

従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

(3) 個人情報の保護

「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、漏えい等の事故が発生しないよう、必要な措置を講じること。

(4) 情報公開への対応

「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講じること。

(5) 苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(6) 再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し請け負わせることはできない。

(7) 公正性・中立性の確保

業務の遂行にあたっては公正性・中立性を確保しなければならない。

運営については、運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(8) 地域における様々な資源の活用

業務の遂行にあたっては、保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティアなど様々な関係者と連携することにより、介護サービス、福祉サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなどフォーマル・インフォーマルサービスの積極的な活用を図ること。

(9) 職員の資質の向上

センター業務は人材の質がサービスの質に直結するものであることから、地域住民や地域の関係機関から信頼される中核的な相談支援機関としてその責務を果たしていけるよう、常に職員の資質向上に努めること。

認知症強化型地域包括支援センター

1 委託期間

令和9年4月1日～令和15年3月31日（6年間）

2 募集区

大阪市における次の区

募集区名
北区・都島区・福島区・旭区・住之江区・平野区

3 従事者

（1）認知症初期集中支援チーム

・認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」）2名、専門医（以下、「チーム員医師」）1名の配置

チーム員は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく認知症初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。チーム員医師は、チーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。

なお、訪問する場合のチーム員は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護・福祉系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問し、観察・評価票の記入は、チーム員のうち医療系職員が行うことが望ましい。

ア チーム員

（ア）資格要件

以下の(a)～(c)の要件をすべて満たす医療系チーム員1名以上、介護・福祉系チーム員1名以上の計2名以上とする。

- (a) <医療系>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者
- <介護・福祉系>社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者
- (b) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (c) 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」又はそれに準ずるものとして本市が主催する研修を受講し、必要な知識・技能を修得した者とする。

（イ）配置基準

- ① チーム員のうち1名は、責任者として常勤換算（※）で0.7名以上を配置すること。
- ② 初回訪問日に医療系チーム員と介護・福祉系チーム員の両方が対応できる体制を確保するため、毎週1日以上を医療系チーム員と介護・福祉系チーム員の両方が勤務する体制

とすること。

※ 「5 開設時間等」に定める開設時間に対して4週8休で算出したもの。以下同じ。

イ チーム員医師

以下の要件を満たす者とする（※1、2）。

日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名以上とする。

ただし、上記の要件を満たした医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。

- ① 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医養成研修を受講する予定のあるもの
- ② 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医（後方支援医師）と連携を図っている場合に限る。）

※1 チーム員医師は、本市と調整の上、配置するものとする。

※2 チーム員医師は、3－（2）－イの嘱託医の業務を含むものとする。

（2）認知症地域支援推進員

・認知症地域支援推進員、嘱託医の配置

ア 認知症地域支援推進員

（ア）資格要件

以下のいずれかの要件を満たす者を定め、受託法人が申請する当該事業実施区のセンターに配置する。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員
- ② 上記①以外で、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として本市が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）。

（イ）配置基準

常勤換算で1.0名以上を配置すること。

イ 嘱託医

認知症サポート医であり、医療と介護の連携を図るため以下の活動を実施する。（※）

（ア）認知症地域支援推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言

（イ）認知症の方を専門医療機関につなぐための関係機関との調整

（ウ）地域において認知症の方への支援を行う関係者の会議及び連絡会への出席（必要時）

※ 嘱託医は、本市と調整の上、配置するものとする。

必要職員数		
認知症初期集中支援チーム		認知症地域支援 推進員
医療系	介護・福祉系	
専門職それぞれ1名以上 (うち、1名は0.7以上)		1.0以上

※チーム員と推進員の兼務は可とする。ただし、最低3名（チーム員2名、推進員1名）の配置が必要となる。配置基準を満たしたうえで経費が発生するものとする。

（3）認知症地域支援コーディネーター

（ア）資格要件

認知症に関する知識や認知症の施策などを理解していることが必要となることから、認知症地域支援推進員と同様の要件を有することが望ましい。

（イ）配置基準

常勤換算0.5名以上を配置すること。

4 設置場所等

- ・センターに設置する。ただし、やむを得ない事情がある場合、センターと十分な連携を確保し、センター運営事業と同等の設備（プライバシーに配慮した相談スペースや個人情報管理できる鍵付きのロッカー等）を確保することを前提として、センターとは別の場所にチームを設置することは可能とする。
- ・電話、FAX、パソコンを設置する。
- ・設置に要する経費は、受託法人の負担とする。

5 開設時間等

- ・月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時
- ・上記開設時間を延長することは差し支えない。
- ・時間外や休日についても、緊急時に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

6 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

- ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、本市及び運営協議会が必要と認める場合

この場合、受託事業者の損害に対しては、市は賠償しない。また、契約解除に伴う本市の損害について、受託事業者に損害賠償を請求することがある。なお、契約の解除にあたっては、契約事業者に対して、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行うこと。

7 本業務実施上の留意事項

- (1) 国及び本市からの依頼に応じ、会議や研修等に参加すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、本市が別に定める「事業実施の手引き」に沿って実施すること。
- (3) 事業の実施区域外の訪問支援対象者の情報提供を得た場合においても、当該訪問支援対象者の支援に関する情報提供に同意を得た上で、当該訪問支援対象者が居住する日常生活圏域を担当するセンター（本市内に居住する訪問支援対象者であれば、当該訪問支援対象者の居住する区の認知症初期集中支援チーム）に情報を提供する等の連携を図ること。
- (4) 活動状況等について、本市あてに事業実施状況の報告（本市の求めに応じ随時）を行うこと。
また、必要に応じて事業実施状況に関する実態調査等に協力すること。
- (5) 地域における様々な資源の活用
業務の遂行にあたっては、保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティアなど様々な関係者と連携することにより、介護サービス、福祉サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなどフォーマル・インフォーマルサービスの積極的な活用を図ること。
- (6) 職員の資質の向上
本業務は、人材の資質がサービスの質に直結するものであることから、地域住民や地域の関係機関から信頼される支援機関としてその責務を果たしていけるよう、常に職員の資質向上に努めること。
- (7) 公正性・中立性の確保
業務の遂行にあたっては公正性・中立性を確保しなければならない。
- (8) 人権研修の受講
従事者が基本的な人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (9) 個人情報の保護
「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、漏えい等の事故が発生しないよう、必要な措置を講じること。
- (10) 情報公開への対応
「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講じること。
- (11) 苦情処理体制の整備
苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。
- (12) 再委託の禁止
業務の全部を一括して第三者に委託し請け負わせることはできない。

第3章 委託料等

1 地域包括支援センター

(1) 包括的支援事業（長期契約）

ア 委託料額

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

圏域	委託料
北区地域包括支援センター	金 51,751,862 円
北区大淀地域包括支援センター	金 55,008,960 円
都島区地域包括支援センター	金 54,864,775 円
都島区北部地域包括支援センター	金 63,842,999 円
福島区地域包括支援センター	金 64,026,180 円
旭区地域包括支援センター	金 51,456,457 円
旭区西部地域包括支援センター	金 38,184,070 円
旭区東部地域包括支援センター	金 54,850,116 円
住之江区地域包括支援センター	金 51,602,347 円
住之江区さきしま地域包括支援センター	金 42,729,438 円
住之江区安立・敷津浦地域包括支援センター	金 38,225,757 円
住之江区加賀屋・粉浜地域包括支援センター	金 48,295,855 円
平野区地域包括支援センター	金 49,290,468 円
平野区加美地域包括支援センター	金 46,086,165 円
平野区長吉地域包括支援センター	金 60,317,295 円
平野区瓜破地域包括支援センター	金 43,837,819 円
平野区喜連地域包括支援センター	金 53,702,363 円

- ・上記金額は令和8年度予算を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・上記金額のうち、人件費は、配置職員1.0人あたり6,000,000円(0.5人あたり3,000,000円)を計上している。
- ・委託料額は、各センターが担当する圏域の65歳以上被保険者数等に応じたものとしている。
- ・ランチ設置（予定）圏域における委託料額は、ランチ設置経費を含む。
- ・新規に受託法人が選定された場合は、別途、ソフトウェア購入費等初度経費を計上する。
- ・本事業は非課税事業であるため、消費税は含まない。

イ 委託料の支払い

会計年度(各年4月1日から翌年3月31日まで)単位で受託者からの請求に基づき、本市が四半期ごとに前金払いにより支払う。

(2) 家族介護支援事業（単年度契約）

ア 委託料額

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

圏域規模 第一号被保険者数	委託料
12,000人未満	金 111,100 円
12,000人以上	金 152,100 円

- ・上記金額は令和8年度予算を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・委託料額は、各センターが担当する圏域規模（第一号被保険者数）に応じたものとしている。

イ 委託料の支払い

受託者からの請求に基づき、本市が前金払いにより支払う。

(3) 第1号介護予防支援事業（単年度契約）

ア 委託料額

令和8年度現在、基本単価4,915円/月、初回加算3,336円、委託連携加算3,336円。

【業務を一部委託する場合】

受託法人：基本単価590円/月、初回加算2,035円、委託連携加算400円。

一部委託先居宅介護支援事業者：基本単価4,325円/月、初回加算1,301円、委託連携加算2,936円。

- ・上記については、①介護職員等処遇改善加算・②業務継続計画未実施減算・③高齢者虐待防止措置未実施減算を適用しない場合の委託料である。
（①～③については、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業実施マニュアル参照）
- ・委託料額については、介護報酬の見直しに伴い、変更になる場合がある。

イ 委託料の支払い

単価契約とし、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて支払を行う。

2 認知症強化型地域包括支援センター

(1) 認知症初期集中支援推進事業

ア 委託料額

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

事業実施区	委託料
北区	金 13,939,085 円
都島区	金 13,939,085 円
福島区	金 13,247,325 円
旭区	金 14,630,845 円
住之江区	金 15,322,605 円
平野区	金 16,014,365 円

- ・上記金額は令和8年度予算を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。

- ・委託料額は、各区の65歳以上被保険者数に応じたものとしている。
- ・本事業は非課税事業であるため、消費税は含まない。

イ 委託料の支払い

1の(1)のイと同じ。

(2) 認知症施策推進業務

ア 委託料額

金 4,243,526 円

- ・上記金額は令和8年度予算を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・本事業は非課税事業であるため、消費税は含まない。

イ 委託料の支払い

1の(1)のイと同じ。

(3) オレンジサポーター地域活動促進事業

ア 委託料

【令和9年4月1日（契約締結日）から令和10年3月31日における委託料】

事業実施区	委託料
北区	金 3,697,276 円
都島区	金 3,697,276 円
福島区	金 3,697,276 円
旭区	金 3,697,276 円
住之江区	金 3,697,276 円
平野区	金 3,697,276 円

- ・上記金額は令和8年度予算を踏まえた金額であり、令和9年度以降については、予算の編成過程で変更になる場合がある。
- ・本事業は非課税事業であるため、消費税は含まない。

イ 委託料の支払い

1の(1)のイと同じ。

第4章 応募資格

1 応募資格

介護保険法施行規則第140条の67の規定に基づき、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、次の要件を満たす法人であること。

- (1) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであること。
- (2) 法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業所としての基準)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 次に掲げるものを滞納していないこと(法人税、消費税及び地方消費税、地方税)。
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの)に該当する者がいないこと。
- (8) 令和8年7月15日(水)～8月31日(月)の期間に、「事前申出」(「第5章 2事前申出」にて後述)を行っていること。

2 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外される。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

第5章 応募の流れ（スケジュール）

1 スケジュール（予定）

令和8年

7月15日（水）	募集要項公表
7月15日（水）～8月31日（月）	事前申出期間
9月2日（水）～9月3日（木）	応募書類の指定通知
10月1日（木）～5日（月）	応募書類事前点検
10月13日（火）～15日（木）	応募受付日
11月中旬～下旬	大阪市地域包括支援センター運営協議会 選定部会
11月下旬～12月上旬	大阪市地域包括支援センター運営協議会
12月中旬～12月下旬	選定結果の通知

令和9年

1月中旬～下旬	センター開設準備、細目協議、届出・申請
2月上旬～	業務引継
4月1日（月）	委託契約締結、業務開始

2 事前申出

応募予定者は、「大阪市地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人応募事前申出書（別紙）」に必要事項を記入のうえ、大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課まで、**持参または送付**すること。

本書類の提出を応募資格の要件としているため、応募予定者は必ず提出すること。提出しない場合は原則として応募を認めない。

事前申出期間	令和8年7月15日（水）～令和8年8月31日（月） （持参の場合は、各日も午前9時～午後5時30分のみ。午後0時15分～午後1時及び土日・祝日の閉庁日を除く。） 持参の場合は、最終日は令和8年8月31日（月）午後5時30分までとする。 送付の場合は、令和8年8月31日（月）当日消印までを有効とする。
提出	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
問合せ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階北側）
提出方法	上記提出先に 持参または送付

3 応募書類の指定通知

事前申出期間終了後に、応募法人に対して必要な応募書類の指定通知を行う。

※同一圏域・区域の応募状況によって必要書類が変わるため

4 応募方法

(1) 応募書類

現受託法人は、「大阪市地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人応募書類（A）」のとおり。

その他の法人は、「大阪市地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人応募書類（B）」のとおり。

各項目のうち、文字数指定のあるものについて、文字数が指定以上の場合、減点する場合がある。また、提出様式の変更、追加書類の提出を求める場合がある。

※選定後、受託候補者は、法第115条の46第3項に基づく届出（センター設置届）及び第115条の22第1項に基づく申請（指定介護予防支援事業所指定申請書）を提出する必要がある。

(2) 提出方法

①事前点検

令和8年10月1日(木)～5日(月)の期間に、持参すること。

正本1部、副本1部（複写可）

②受付

令和8年10月13日(火)～15日(木)の期間に、段ボール箱等に入れて、持参すること。

・ 正本1部、副本7部（複写可）

※別途、副本はPDFデータ化したものを本市の指示する方法により提出すること。

※「事前点検実施日時」（1法人約45分）、「受付日時」（1法人約15分）については、事前申出期間終了後に、事務局よりお知らせする。原則として日程変更はできない。

※応募書類（B）の副本は、匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者氏名について、マスキング（匿名化）処理を行うこと。

I 地域包括支援センター

受託候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、運営協議会に「大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会」（以下「選定部会」という。）を設置し、審査・選定を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補法人として選定する。

審査・選定結果は運営協議会に報告し、承認を得たうえで、受託予定法人を決定する。

ア 審査・選定方法

（１）基本的な審査・選定方法

（ア）資格要件審査

応募書類により、「イ資格要件審査項目」に掲げる各要件を満たしているかどうかを審査する。

本項目において1項目でも要件を満たさない場合は、提案審査の対象としない。

（イ）提案審査

資格要件審査項目を全て満たした法人を対象として、「ウ提案審査評価項目」に掲げる評価項目について、応募書類等及び質疑応答内容をもとに審査する。

応募書類等について、事前点検で不備があった箇所については補正を求め、補正に応じない場合は採点を行わない。（例えば、副本複数部の内の1部について、資料の不足があった場合、その箇所は点数を付けない。）

選定部会における質疑応答の際には、応募書類等を持参すること。

なお、応募法人が今回応募する圏域において、現在、センターを運営している場合、前回の委託期間の実績（地域包括支援センター事業評価結果等）を、反映させる。

※選定部会当日、「地域包括支援センターという市町村業務を担うにあたっての心構えについて」をテーマとしたプレゼンテーションの時間（5分程度）を設けます。

（２）現受託法人のみの応募の場合の審査・選定方法

（ア）資格要件審査及び法人会計に関する書類の確認

応募書類により、「イ資格要件審査項目」に掲げる各要件を満たしているかどうかを審査する。

本項目において1項目でも要件を満たさない場合は、選定の対象としない。

また、法人会計に関する書類を確認する。

（イ）前年度実施事業の評価結果による審査

運営協議会において承認された前年度実施事業の評価結果等による審査を行う。

（ウ）その他

審査・選定にあたって必要が生じた場合には、質疑応答や追加の書類を求める場合がある。

イ 資格要件審査項目

	審査項目	該当様式
1	老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人のいずれかであること。	資料1
2	介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業者としての基準)	様式4
3	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	様式4
4	法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。	資料2・様式4
5	・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 ・役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの)に該当する者がいないこと。	様式4
6	センター運営法人に関する最低限の事項を満たしていること。 ・法人の概要 ・職員の配置計画 ・圏域内の設置場所と必要スペースの確保	様式2・3・4・5・6・21
7	次の要件に該当しないこと。 ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合 ・提出書類に虚偽の記載があった場合 ・要項に違反又は著しく逸脱した場合 ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合 ・その他不正行為があった場合	様式4

ウ 提案審査評価項目

評価項目	該当様式	評価の視点	配点
法人に関する事項	様式7・8・9・10・14 資料3・4・5・7	〈法人として安定した運営を行える能力があるか〉 ・ センター運営にあたっての基本方針 ・ 経営の健全性・安定性 ・ 高齢者の保健・医療・福祉・介護等に関する実績 法人として社会的責任を果たしているか ・ 就職困難者等の雇用への取り組み ・ 環境への取り組み	20
センター運営に関する事項	様式5・6・11・12・13	〈センターを運営するにあたっての体制が整っているか〉 ・ 職員の配置計画と実行性 ・ 職員の研修体制 ・ 利用者の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保 ・ 公正性・中立性確保のための方策 ・ 個人情報保護の取組みと体制 ・ 苦情解決の取組みと体制	30
事業計画	様式15・16・17・18・19	〈実効性のある適切な事業計画が立てられているか〉 ・ センター業務実施計画とその具体性 ・ 地域包括ケア推進に向けた取り組みについて ・ 地域ケア会議 ・ 具体的事例への対応 ・ 広報啓発活動への取組みの考え方	50
前回の委託期間の実績	様式17	〈前回の委託期間における地域包括支援センター業務の実績〉 (加点・減点で配点、減点最大－8、加点最大＋5)	－8～ 5

Ⅱ 認知症強化型地域包括支援センター

受託候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、運営協議会に選定部会を設置し、審査・選定を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補法人として選定する。

審査・選定結果は運営協議会に報告し、承認を得たうえで、受託予定法人を決定する。

ア 審査・選定方法

(1) 基本的な審査・選定方法

(ア) 資格要件審査

I ア (1) (ア) に同じ。

(イ) 提案審査

応募は任意とする。

応募区域内の各圏域における地域包括支援センターとして選定された法人を対象として、「イ提案審査評価項目」に掲げる評価項目について、応募書類等及び質疑応答内容をもとに審査する。

応募書類等について、事前点検で不備があった箇所については補正を求め、補正に応じない場合は採点を行わない。(例えば、副本複数部の内の1部について、資料の不足があった場合、その箇所は点数を付けない。)

選定部会における質疑応答の際には、応募書類等を持参すること。

なお、応募法人が今回応募する区域において、現在、認知症強化型地域包括支援センターを運営している場合、前回の委託期間の実績（認知症強化型地域包括支援センター事業評価結果等）を、反映させる。

(2) 現受託法人のみの応募の場合の審査・選定方法

(ア) 資格要件審査

I ア (2) (ア) に同じ。

(イ) 前年度実施事業の評価結果による審査

運営協議会において承認された前年度実施事業の評価結果等による審査を行う。

(ウ) その他

審査・選定にあたって必要が生じた場合には、質疑応答や追加の書類を求める場合がある。

イ 提案審査評価項目

評価項目		該当様式	評価の視点	配点
1	職員の採用と配置計画書 (本業務にかかる実施体制)	様式 21	<事業実施体制> ・業務を円滑に進めるにあたり十分な実施体制であるか	20
2	受託にあたっての基本方針 (事業趣旨と目的の理解度)	様式 22	・事業実施対象区における認知症についての課題認識	10
			・各事業(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症地域支援コーディネーター)を行ううえでの視点や活動内容	10
3	企画提案書	様式 23	<本業務実施にかかる具体的内容> ・地域に潜在する対象者へのアプローチ手法の内容及び具体性	15
		様式 24	<本業務実施にかかる具体的内容> ・若年性認知症の人への支援のための課題認識	15
		様式 25	<区の認知症施策推進にかかる具体的取り組み>	20
4	具体的事例への対応	様式 26	<本事業実施にかかる対応> ・介護、支援の方向性 ・認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員、認知症地域支援コーディネーターの連携	10
5	前回の委託期間の実績	—	<前回の委託期間における認知症強化型地域包括支援センター業務の実績> (加点・減点で配点、減点最大－2、加点最大＋1)	－2～ 1

Ⅲ 大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会について

日 時 令和8年11月中旬～下旬 10時～18時(予定)
 場 所 大阪市役所 P1会議室(予定)
 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
 備 考 法人職員出席の必要性の有無については、別途、お知らせする。

1 選定結果の通知

選定結果は、全応募法人に通知する。

2 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和9年度予算案が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

3 業務の引き継ぎ等

新たに受託予定法人となった場合には、速やかにセンターの開設準備に着手するほか、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、業務の引継ぎや準備、事業計画書の作成を行うこと。

※第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援業務にかかる引き継ぎについても、令和9年4月1日から介護予防サービス計画等の作成にかかる一連の手続きを開始できるよう、現在の地域包括支援センターと調整のうえ、体制を整えること。

なお、受託予定法人の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しない。受託予定法人の選定後、応募書類、追加提出書類を使用することはない。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めない。

応募書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。

3 事務局・問い合わせ先

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課地域包括ケアグループ

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20大阪市役所2階

電話 : 06-6208-8060

FAX : 06-6202-6964

E-Mail : chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp

担当 : 山口、村本